

令和3年度 第1回

みどり市定例教育委員会 会議録

令和3年4月9日 開会

令和3年4月9日 閉会

みどり市教育委員会

令和3年度第1回みどり市定例教育委員会会議録

令和3年4月9日（金曜日）

議事日程

令和3年4月9日（金曜日）午後3時00分開議

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 教育長報告
 - 日程第 4 報告第 1号 教育長の専決に関する報告（みどり市スポーツ大会出場激励金交付要綱）
について
 - 日程第 5 報告第 2号 教育長の専決に関する報告（みどり市通級指導実施要綱の一部を改正する告示）について
 - 日程第 6 報告第 3号 教育長の専決に関する報告（みどり市立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令）について
 - 日程第 7 報告第 4号 教育長の専決に関する報告（みどり市民体育館トレーニング室運営要綱の一部を改正する告示）について
 - 日程第 8 報告第 5号 教育長の専決に関する報告（みどり市無形文化財保存団体活動費等補助金交付要綱の一部を改正する告示）について
 - 日程第 9 報告第 6号 教育長の専決に関する報告（教育委員会事務局職員の人事異動）について
 - 日程第10 報告第 7号 教育長の専決に関する報告（会計年度任用職員の任用）について
 - 日程第11 議案第 1号 みどり市奨学金貸与申請者の資格要件の認定について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 教育長報告
- 日程第 4 報告第 1号 教育長の専決に関する報告（みどり市スポーツ大会出場激励金交付要綱）
について
- 日程第 5 報告第 2号 教育長の専決に関する報告（みどり市通級指導実施要綱の一部を改正する告示）について
- 日程第 6 報告第 3号 教育長の専決に関する報告（みどり市立学校長に対する事務委任規程の

一部を改正する訓令) について

日程第 7 報告第 4号 教育長の専決に関する報告 (みどり市民体育館トレーニング室運営要綱の一部を改正する告示) について

日程第 8 報告第 5号 教育長の専決に関する報告 (みどり市無形文化財保存団体活動費等補助金交付要綱の一部を改正する告示) について

日程第 9 報告第 6号 教育長の専決に関する報告 (教育委員会事務局職員の人事異動) について

日程第10 報告第 7号 教育長の専決に関する報告 (会計年度任用職員の任用) について

日程第11 議案第 1号 みどり市奨学金貸与申請者の資格要件の認定について

追加日程第1 議案第 2号 議会の議決を経るべき議案の原案について (令和3年度教育費一般会計補正予算 (補正第2号))

出席委員（5人）

教育長	石井逸雄		
職務代理者	金子祐次郎	委員	山同善子
委員	岩野ひろみ	委員	石戸悦史

欠席委員（なし）

傍聴（なし）

説明のため出席した者

教育部長	川俣一広	教育総務課長	正田一仁
学校教育課長	加部豊	社会教育課長	割田隆久
文化財課長	藤生智子	富弘美術館事務長	横倉智恵子
教育総務課 施設係長	常見道憲		

事務局職員出席者

教育総務課長補佐	長澤伊知郎	総務係主査	鈴木なつみ
----------	-------	-------	-------

◎開会・開議

午後 3 時 3 0 分開会・開議

○教育長 ただいまから、令和 3 年度第 1 回みどり市定例教育委員会議を開会いたします。よろしく
お願いいたします。

◎日程第 1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第 1、会議録署名委員の指名をさせていただきます。本日は、席番 5 番の石戸悦史委
員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎日程第 2 会期の決定

○教育長 日程第 2、会期の決定ですけれども、令和 3 年 4 月 9 日、本日 1 日ということにしたいと
思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長 ご異議なしの声がありましたので、本日 1 日と決定いたします。

◎日程第 3 教育長報告

○教育長 日程第 3、教育長報告を議題といたします。

3 月 1 8 日、みどり市商工会女性部寄附来庁ということですが、例年どおり、手造りのビー
ズと鈴で作った 1 年生向けの交通安全のキーホルダーをいただきました。また、みどり市商工会女性
部のため、対象が大間々地区、東地区の新入生に限られているものです。黄色いランドセルの脇につ
けるということで、寄附者の意図を伝えた上で、子供たちの手元に、きのうお配りしました。

3 月 2 2 日、叙位・叙勲伝達ということですが、笠懸地区で長く校長先生、教頭先生をされ
ておりました静谷先生がお亡くなりになられて、国からの死亡叙勲を私のほうからご遺族、奥様のほ
うに手渡してまいりました。

3 月 2 3 日、校章デザイン表彰式ということですが、この前の教育委員会議で了解をいた
だきました部分で、表彰式を行わせていただきました。グランプリに輝いた方が、笠懸東小、笠懸南中
出身ということで、みどり市出身の学生さんのものがグランプリに選ばれたことは、とてもよかった
ことかなと思っております。本人も、大学を卒業したのですが、「最後にこのようなすばらしい賞を
いただいて大変光栄です。」と本当に喜んでおられて、そういう意味では、偶然みどり市出身の方の作
品が選ばれたわけですが、改めて良い作品ができたなと思えますし、制作者の方も大変喜んで
いただけたということでもあります。また、開校式等については、この方たちをお呼びして祝って
いただく形になるのかなと思っております。

それから、ネーミングライツにつきましては、前回皆さんにもお配りしておりました。

3 月 2 8 日、陶器と良寛書の館閉館セレモニーということで、2 8 日の 4 時に閉館し、その後閉館

セレモニーで、地元の区長さん、友の会の皆さん、議長、地元の議員の古田島議員、市のほうからは市長、教育長、教育部長、文化財課の担当職員で、本当に少ない人数ではありましたが、しっかりと閉じることができました。

そんな中では、地元の区長さんも「ここをなんとか使っていただけるとありがたいな。」という話もしていましたし、友の会の皆さんもそれぞれこの館で仕事をしていた思いなども話され、最後に3人とも共通していたのが、ここ地元で陶器と良寛書の館のために働かせていただけるような機会を作っていたことについては大変感謝したいという言葉もありました。

そういう意味では、この館について当然多くの方に見ていただくという視点もございますけれども、地元の皆さんにしっかりと守っていただいたのだなということを改めて感じたセレモニーでありました。

この後、当然この建物の今後や所蔵されている作品の扱いをどうするのかという部分では、前にも簡単に文化財課長から話がありましたけれども、ご遺族の方は、土地、建物は使わせていただきたい、収蔵しているものは市のほうでお使いくださいという大きな意向がありますので、今後しっかりと整えた上で調整し、また、その進捗状況については文化財課長より順次説明させていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

4月2日の公明クラブ要望書受領につきましては、私もあまり意識をしていなかったのですが、女性の生理用品がこのコロナ禍で買えなくて困っている方がいるということで、市長に対しては不便な思いをしている市民がいなくなるような対応をしてほしいし、教育長に対しては小中学生に対して生理用品を必要とする児童生徒にしっかりと対応できるような体制を整えてほしいという要望書をいただきましたので、学校教育課がこれに向けて対応を進めてるところであります。

3月30日の聖火リレーについては、みどり市とすると企業推薦で選ばれた樋口さんという笠懸にお住まいの方、それから、市の推薦で、笠南中出身で今は樹徳高校で頑張っている高草木架月君、この2人が走るということでありました。

市長に同行して、樋口さん、高草木さんが走る場所を表敬訪問して応援したということですが、大変お二人とも喜んでおられました。

今後、高草木架月君については、聖火を市で購入し、記念として贈呈するという形をとったのですが、もうしばらくすると、高草木さんからお借りして市役所等でも展示できるように、そしてオリンピック・パラリンピックに向けて機運を盛り上げていきたいと計画しているところでもあります。

以上が教育長報告の概要となりますが、皆さんのほうから何かございましたらお願いいたします。

[少し間あり]

それでは、よろしいでしょうか。教育長の報告事項ということで、この紙面についてはこれで終わりにします。

○教育長 続きます。委任された事務の管理・執行状況に関する報告ということで、教育総務課か

ら報告をお願いします。

○教育総務課長 それでは、委任された事務の管理・執行状況報告をさせていただきます。みどり市笠懸地区学校給食センター建設に係る要望書の報告になります。検討委員会の報告書の提出を受けまして、その後、総合教育会議を経て、3月5日の臨時教育委員会議で、教育委員会として、センター方式にすることが望ましいという報告が決定されました。

その中で、新たに給食センターの新設建設を計画に盛り込むように早期対応について市長部局に要望しようということになりまして、3月24日に教育委員会全員協議会にて要望書についてご協議いただいたところです。

ただ、3月議会で附帯決議が出たものですから、今後、教育委員会の方向性については、議会や市民に対してより一層理解を図っていく必要があるということから、要望書については、現在提出時期を見極めながら今後対応していきたいと考えております。

簡単ですが、報告は以上です。

○教育長 教育総務課長より報告がありました。市長部局に要請していきましようということで2点挙げて、その文面については24日の教育委員会議で決定していただいたわけです。

その時に、提出する時期について、それから場合によると内容についても教育長に一任していただくことでご理解いただいた部分ではありますが、その後いろいろ調整していく中で、出すタイミングをもう少し見ていったほうがいいだろうということと、しっかりと理解を得て合意形成して、そして具体的なものが出てきた段階である程度目安がつかってきますから、その後、市の大きな計画の中に入れていただき、予算を取っていただいでできるだけ早くお願いするということでもあります。

今は、まずやるべきことをしっかりやった上で、要望書を出していくほうが良いと捉えまして、きょう皆さんにお諮りしたいと思います。これについてはいかがでしょうか。

○委員 令和3年度内を目指しつつも、やはり対外的に少し調整が必要なのかな、と。

○教育長 目指すものがすぐ近くにあるように見えて、すぐに出したいという思いになったところもあるのですが、方向を決めたことはその方向に向けて行くまでの過程をしっかりと踏み、その過程をしっかりと見極めた段階で要請していくのがより効果的であるし、出したものをしっかりと認めていただけるところになるであろうという考えに基づきまして、少しとめ置いて、また時期をみて皆さんにお諮りして市長に提出していきたいということでもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、特に質問もないということでご理解いただきましたので、以上で質疑を打ち切りまして、日程第3、教育長報告は終了とさせていただきますと思います。



◎日程第4 報告第1号 教育長の専決に関する報告（みどり市スポーツ大会出場激励金交付要綱） について

○教育長 続きまして、日程第4、報告第1号、教育長の専決に関する報告（みどり市スポーツ大会出場激励金交付要綱）についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔社会教育課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○委員 個人の場合には、みどり市民であるということが要件となるという扱いでよろしいのですか。

○社会教育課長 はい、そうです。みどり市在住の方に限られます。これまでは、みどり市出身の方、住所を変えた方も対象としておりました。

○委員 みどり市民でなくても対象になっていたところを、みどり市民に限るものとした、ということですね。団体については、みどり市にある事業所で勤務をする人であれば、それは団体としては対象になるということですか。

○社会教育課長 それぞれ市から激励金以外の財政的援助を受けているもの、これ以外のものの財政支援を受けているものを除くということで、各市とも同じような要綱をもっていますので、みどり市民の方であっても違うものでお金をもらっている方がもしいらっしゃれば、その方は対象外となります。この要綱は、桐生市民の方であっても、こちらの同じチームとして持ってくるということであればチームとしてカウントしてお渡しすることができます。

○委員 いわゆる補助をもらっているもらっていないということがひとつ入っていることによって、審査する側はちょっと大変になるのかなと読めるのです。

例えば、学校関係からとか社会教育課からとか、あるいはほかのところもあるかもしれないですけども、そういった審査も含めて、という意味ですよ。

当然、ほかから補助をもらっていれば対象から除外するという中で、やはり、それを審査しなければいけないですよ。そういった審査は、受ける側、社会教育課で審査して、その上でほかからの支援がなければ対象になりますよという意味ですか。

○社会教育課長 そういう解釈で、審査します。

○教育部長 確認ですけれども、ここに書いてある「市」とは「みどり市」のことですよ。桐生市とかは関係ないですよ。市としては、ダブって補助金を出さないよということでもいいですよ。

○社会教育課長 はい。

○教育部長 市内に事業所があって、バレーボールのチームが全国大会に出ました。チームの中にはみどり市民もいれば桐生市民もいます。でも、関係なく人数分出しますよ。

ただ、このチームに対してみどり市から別の助成が出ていた場合には対象にしませんよ、という解釈でいいわけですよ。

○社会教育課長 はい。

○教育長 先ほどの質問のように、チームの中に桐生市の方が2人いて、そのチームはみどり市にあっ

て活動していて、全国大会に出て激励金をもらおうとするならばその人にもしっかり払われる、と。その人が桐生市からもらっているがもらっていません、ここは言及しない、という条文だということです。

○教育部長 極端なことを言うと、市内の事業所が全国大会に出て、その中にみどり市民が一人もいないとしても、そのチームには出るということです。

○社会教育課長 はい。

○委員 表現上の問題について、誤解のないようにしていただければよいかと思います。

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第4、報告第1号、教育長の専決に関する報告（みどり市スポーツ大会出場激励金交付要綱）については、以上で終了いたします。

◇

◎日程第5 報告第2号 教育長の専決に関する報告（みどり市通級指導実施要綱の一部を改正する告示）について

○教育長 続きまして、日程第5、報告第2号、教育長の専決に関する報告（みどり市通級指導実施要綱の一部を改正する告示）についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔学校教育課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第5、報告第2号、教育長の専決に関する報告（みどり市通級指導実施要綱の一部を改正する告示）については、以上で終了いたします。

◇

◎日程第6 報告第3号 教育長の専決に関する報告（みどり市立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令）について

○教育長 続きまして、日程第6、報告第3号、教育長の専決に関する報告（みどり市立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令）についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔学校教育課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 聞き慣れない言葉が出てきておりますが、実は学校事務については各校に一人事務職員がいて、そのやっている事務について、より合理化するために共同で事務処理を行うということをしてきました。

それを、これまで学校事務の共同実施という形でひとつの学校を核として何校かをまとめて真ん中に事務長を置いて、そして事務長の責任のもとに各学校で行う事務処理をまとめて行う、事務の共同実施というものをやってきたわけですね。

それが上位法が変わった関係で、それを事務の共同実施という形ではなくて、共同学校事務室という名称に全部修正をかけるということですね。

○学校教育課長 はい。2月にもみどり市立小学校、中学校管理規則で一部改正させていただいたのですが、それと同じ内容になります。

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第6、報告第3号、教育長の専決に関する報告（みどり市立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令）については、以上で終了いたします。



◎日程第7 報告第4号 教育長の専決に関する報告（みどり市民体育館トレーニング室運営要綱の一部を改正する告示）について

○教育長 続きまして、日程第7、報告第4号、教育長の専決に関する報告（みどり市民体育館トレーニング室運営要綱の一部を改正する告示）についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔社会教育課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 まず2条の第2項、これはコロナ対策で、「最大50名程度ということで収容人員を制限することができる」とあるのですが、おおむね50人とするというのと、教育長が認めるときは収容人数をさらに減少することができるということで、ご利用いただくにあたってはこちらのほうで状況を見ながら制限できるような形に変えたいということ、コロナ対策というところがメインです。

それから、第7条のところで文言を整理し、2条の3項、4項、5項は新設したということになりますね。

○社会教育課長 こちらは、申請書の書類の関係でございます。

○教育長 要綱第3はどういうことになりますか。「参加しようとするものは様式第6号を教育長に申請しなければならない」ということを定めて、その申請書の様式の中を見ると、何かあったときに連絡ができる形での個人情報をしっかり書いてもらって、緊急に何か起こったときにはこの個人情報を使わせていただいて、連絡がとれるようにするということですね。

4つめ、「教育長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、みどり市社会体育施設条例施行規則で定めるみどり市体育館施設利用者登録証を交付することができる」ということで、これを出していただかないと登録証が出ないよという形になるということですね。

○社会教育課長 そうです。

○教育長 登録証の有効期間は、交付の日からその日の属する年度の末日までとし、年度ごとにとらせていただくということで、それは何かというと、個人情報が変わっていく可能性があるので、最新の情報をもらうという意味から年度更新という形に。スタジオ事業については大変利用者が多いのですけれども、何かあった場合にすぐ対応できるようにするために、要綱を改正させていただいたということになります。

それから、スタジオを利用するときの利用料金というところで、現行は1か月2,500円だったところが改正されると。

○社会教育課長 消費税が10%になったときに2,610円にしたのですけれども、要綱が改正されていなかったのが改正するものです。

[少し間あり]

○教育長 よろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第7、報告第4号、教育長の専決に関する報告（みどり市民体育館トレーニング室運営要綱の一部を改正する告示）については、以上で終了いたします。

◎日程第8 報告第5号 教育長の専決に関する報告（みどり市無形文化財保存団体活動費等補助金交付要綱の一部を改正する告示）について

○教育長 続きまして、日程第8、報告第5号、教育長の専決に関する報告（みどり市無形文化財保存団体活動費等補助金交付要綱の一部を改正する告示）ついてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

[議案書 朗読]

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、文化財課長より内容説明をお願いいたします。

〔文化財課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第8、報告第5号、教育長の専決に関する報告（みどり市無形文化財保存団体活動費等補助金交付要綱の一部を改正する告示）については、以上で終了いたします。

◇

◎日程第9 報告第6号 教育長の専決に関する報告（教育委員会事務局職員の人事異動）について

○教育長 続きまして、日程第9、報告第6号、教育長の専決に関する報告（教育委員会事務局職員の人事異動）ついてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

〔教育総務課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 この中では、3ページ目の上段、教育総務課に技師、そういう経験を持つ人が入ってきたということで、教育総務課の工事関係をたくさん持つ施設設備を管理するところでありますが、そこに技師が配置されたということ。

それから、富弘美術館に学芸員の資格を持つ主任の古賀さんが配置されたということ。こんなところが特出してお話させていただきたいところです。

それぞれのところで、これまでなかったり、あるいは補充されたりというという職位の方が入ったということです。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ほかにご質疑がないようですので、以上で質疑を打ち切り、日程第9、報告第6号、教育長の専決に関する報告（教育委員会事務局職員の人事異動）については、以上で終了といたします。

◇

○教育長 ここで暫時休憩します。

午後4時48分休憩

午後5時8分再開

○教育長 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

◇

◎日程第10 報告第7号 教育長の専決に関する報告（会計年度任用職員の任用）について

○教育長 続きまして、日程第10、報告第7号、教育長の専決に関する報告（会計年度任用職員の任用）についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

〔教育総務課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 各課ごとに見ていくと、年度当初に任用すべき人というのはほぼ任用できたということによろしいですか。

○教育総務課長 文化財課であと1名、残念ながら補充できていません。

○教育長 社会教育課は、予定したとおりですか。

○社会教育課長 大間々図書館の館長が、任用替えのための手続き中です。

○教育長 学校教育関係が、例年ですと人が見つからなくて任用できないという状況があって、年度をスタートしていたのですけれども、今年度については全ての予定していた県費、それから市費の会計年度任用職員も配置でき、スタートができたというところでは良かったかなと思います。

〔少し間あり〕

○委員 ひとつ確認したいのですが、175番の方なのですが、期間が2021年4月1日までとなっていますが、何か特別な意味があるのでしょうか。

○教育総務課長 大変申し訳ございません。こちらの入力誤りによるものです。

○委員 最後のほうの番号になるのですけれども、学校カウンセラーの方というのはこう見ていくと学校名が複数入っていることが多いのですが、これはあえてこのようにしているのでしょうか。

○学校教育課長 はい。学校カウンセラーとして市で任用しているのは、県費で6時間分がありまして、それに足りない部分1.5時間を付け加えて任用させていただいているものです。

その中で、曜日等が合っていればほかの学校にも行っていただいて、できるだけ各学校、週1ぐらいは配置できるように数をふやしているような形から、複数校回っていただいている、また県費で何校か配置されていれば、その1.5時間分もそれぞれの学校に張りつけるような形をとっております。

○教育長 よろしいでしょうか。これだけ見ると、一人でこんなに何校も掛け持ちしているのかなと思ったりすると思いますけれども、各学校で県費で賄われている部分に市費を足して必要な日数を各

学校に張りつけるという形でやっているということをご理解いただければと思います。

それから、219番の方については、各学校をいっぱい見えていますけれども、本当にみどり市で長くやっていただいて実績を持っていて、みどり市の学校カウンセラーの中心的な役割をしていただいているという方もいらっしゃいます。

○委員 195番の方ですけれども、売店喫茶作業とあって、上の方は喫茶業務とあるのですが、業務と作業は違うのでしょうか。

○教育長 上が喫茶業務、喫茶業務ときて、この方だけ喫茶作業となっていますね。ここも確認をお願いします。

○教育総務課長 すみません。やることは同じだと思うのですが、今確認をさせております。

○教育長 はい。入力違っていたということで、やる内容は同じで、喫茶業務としても問題のない内容なのかなと読めますけれども、今確認させていますので、ご了解ください。

○委員 105番の方なのですが、GIGAスクール支援員ですかね。この方につきましては、全学校のオンライン化で指導をいただくという形でよろしいのでしょうか。

○学校教育課長 はい。この方は1年研究所のほうで任用させていただいて、各学校を回って授業支援を行ったり、研修会をしていただいたり、そんな予定でおります。全部の学校を回ります。

それ以外にも、ICT支援員という方がいますので、そこの連携をしながら、ICT支援員が各学校を月に2度ぐらい入る予定になっております。

○委員 オンラインである程度指導するのですか。

○学校教育課長 オンラインです。

○教育長 よろしいですかね。それから、用務員さんのところの業務に、下校時の見守りという業務が新たに入ることになります。

というのは、小学校の用務員さんにおいては、防犯カメラを充実させて、そして警備をやめたという部分の中で、カメラでカバーできる部分はカメラでカバーするけれども、これまで人としてカバーしていただいていた下校時の見守り等については、新たに用務員さんの仕事で、任用するときに位置づけて学校にも周知をして、そして小学校での下校時の見守りをしてもらいます。

特に、笠東の今工事をしているところについても、用務員さんに出て行ってもらって子供たちを見守ってもらう業務をしてもらうところが大きく変わったところでしょうね。

○委員 ここには関係ないのかもしれないですが、中学校の部活動の指導という部分について、地域の方も入れるような形になってきたのですよね。

○学校教育課長 現在、5名を予定しております。各学校から希望、要望等があって、できる方がいれば任用するということです。予算的には5名の方を予定しています。

○教育総務課長 先ほどの195番の方ですが、こちらは入力誤りによるものです。業務内容が変わるものではありません。喫茶業務ということで変更をお願いできればと思います。

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ほかにご質疑がないようですので、以上で質疑を打ち切り、日程第10、報告第7号、教育長の専決に関する報告（会計年度任用職員の任用）については、以上で終了いたします。



◎日程第11 議案第1号 みどり市奨学金貸与申請者の資格要件の認定について

○教育長 日程第11、議案第1号、みどり市奨学金貸与申請者の資格要件の認定についてを議題といたします。

これについては、秘密会議とさせていただきますので、担当課以外の課長については退室をお願いいたします。

〔担当課以外 退室〕

————— 審 議 〔非公開により未記載〕 —————

○教育長 ほかにご質疑がないようですので、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第11、議案第1号、みどり市奨学金貸与申請者の資格要件の認定について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。



◎日程の追加

○教育長 お諮りいたします。議案第2号、議会の議決を経るべき議案の原案について（令和3年度教育費一般会計補正予算（補正第2号））、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長 ご異議なしものと認め、議案第2号、議会の議決を経るべき議案の原案について（令和3年度教育費一般会計補正予算（補正第2号））を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。



◎追加日程第1 議案第2号 議会の議決を経るべき議案の原案について（令和3年度教育費一般会計補正予算（補正第2号））

○教育長 追加日程第1、議案第2号、議会の議決を経るべき議案の原案について（令和3年度教育費一般会計補正予算（補正第2号））を議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、担当課長より内容説明をお願いいたします。

〔学校教育課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございます。1ページ目のタイトルのところですが、補正予算第3号となっておりますが、補正予算第2号の誤りであるということですので訂正をいただきまして、ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○委員 これは、幼稚園のみが使用するマスクや衛生用品ということで、幼稚園用ということで補正を組むということですか。

○学校教育課長 はい。このマスクにつきましては子供用、それから教職員用、両方併せてのものになります。

○委員 そうすると、小中学校はどのようなのですか。

○学校教育課長 笠懸幼稚園のみです。

○教育長 これは、保育園でも同じような内容の補助が行われるというものがございましたが、その後、幼稚園でも同じ対応ができることでこの交付金が出てまいりました。

ですから、幼稚園でも行いますけれども、市内の保育園でも同じような形での補助が出ていて、そして予算化されているところでありまして、今回は笠懸幼稚園のみということでの予算です。

○学校教育課長 私立の幼稚園については、県のほうから直に同じものが案内されております。

○教育長 私立ですから、マイトリーとそれから南光寺の関係については、県から直接、この事業が行われる案内がなされているということで、今回は、笠懸幼稚園のみが対象になっているということです。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ほかにご質疑がないようですので、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。追加日程第1、議案第2号、議会の議決を経るべき議案の原案について（令和3年度教育費一般会計補正予算（補正第2号））について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

◎閉 会

○教育長 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。これをもって、教育委員会議事を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午後5時57分閉会

教育委員会会議規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

教育委員会教育長 石 井 逸 雄

教育委員会教育委員 石 戸 悦 史